

MG保証付住宅ローンプラス【一括借入型】

2023年10月1日現在

項目	内容
1. 商品名	きみしんMG保証付住宅ローンプラス
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申込時年齢が満 20 才以上 66 才未満、完済時満 82 才未満 ○ 下記①～③の条件を満たす方 ○ 安定した収入が継続して得られ、信用不安がない方 ○ 団体信用生命保険に加入できる方 ○ 勤務地、居住地、担保物件のいずれかが取扱金融機関の営業区域内である方 ○ 制限能力者でない方 制限能力者とは、未成年者、成年後見制度における成年被後見人、被保佐人、被補助人等をいう ○ 反社会的勢力でない方 ○ 外国人の場合、永住許可を受けている方、または特別永住者
①勤務年数 (営業年数)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給与所得者 勤務年数 1 年以上 ○ 自営業者および会社役員 営業年数 1 年以上 <p>【注 1】 医師（獣医は除く）については、医師免許取得後から通算とする</p> <p>【注 2】 営業年数、申込時期により確定申告書および決算書を作成していない場合、業況を確認できることを前提とする</p>
②年収	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度年収 200 万円以上 <p>【注 1】 給与所得者で所得証明書が徴求できない場合は、直近 12 か月間の給与明細における総支給額の合計を年収とみなす</p> <p>【注 2】 自営業者の場合は、営業所得を年収とする（減価償却費、青色申告控除等は含まない）</p>
③雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給与所得者 <p>【注】 正社員以外（契約社員、派遣社員、パート等）は不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自営業者および会社役員
3. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅ローン資金に加えて、その他必要資金を一括して借入に含めることが可能な商品 <p>(1) 住宅ローン資金</p> <p>申込人やそのご家族が居住するための以下の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土地および建物の購入資金 <ul style="list-style-type: none"> ・土地および住宅の購入資金 ・住宅の新築資金 ・土地（更地）の購入資金 <p>ただし、2 年以内に建物を新築し、抵当権追加設定を完了すること</p> ・マンションの購入資金 ・中古物件の購入資金 <p>購入時にリフォームを行う場合、リフォーム資金を含めることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ②増改築・リフォーム資金 ③既存住宅ローン（無担保含む）の借換資金 <p>借換と同時にリフォームを行う場合、リフォーム資金を含めることができ</p>

【商品概要説明書】

項目	内容				
	<p>る</p> <p>④本人または家族が利用するセカンドハウスの購入資金</p> <p>⑤上記①～④に係る諸費用 登記費用、取扱手数料、保証料、火災保険料、仲介手数料、インテリア、電化製品、家具ほか住宅取得に係る諸費用または当社が必要と認めた諸費用</p> <p>(2) その他必要資金 上記(1)にプラスして、健全な個人消費資金(他金融機関借換資金、車購入資金等)を資金用途に含めることができる ただし、事業資金は除き、本資金用途のみでの借入は不可とする</p> <p>【注1】借地上の建物、定期借地権付住宅、連棟式住宅、賃貸住宅は物件対象外</p> <p>【注2】全資金用途において、店舗、事務所、賃貸住宅との併用物件も対象とするが、事業利用にかかる設備資金は対象外</p> <p>【注3】個人間(親族間)売買は対象外</p> <p>【注4】賃貸利用は不可。ただし賃貸併用物件は除く</p> <p>【注5】その他必要資金は、振込を条件とし資金用途確認資料を徴求のこと 振込できない場合は、資金が確実に目的利用されたことを確認のこと</p> <p>【注6】その他必要資金を含む場合、民事再生時の住宅資金特別条項が利用できない場合があり(取扱金融機関で確認)</p>				
4. ご融資金額	<p>○ 2億円以内(1万円単位)</p> <p>ただし、その他必要資金については以下の範囲内とする</p> <table border="1" data-bbox="475 1066 1369 1189"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1066 719 1104">資金用途</th> <th data-bbox="719 1066 1369 1104">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1104 719 1189">その他必要資金</td> <td data-bbox="719 1104 1369 1189">500万円以内 ただし、住宅ローン資金の50%以内を上限とする</td> </tr> </tbody> </table>	資金用途	内容	その他必要資金	500万円以内 ただし、住宅ローン資金の50%以内を上限とする
資金用途	内容				
その他必要資金	500万円以内 ただし、住宅ローン資金の50%以内を上限とする				
5. ご返済試算	○ 店頭で、ご返済を試算いたします。				
6. ご融資期間	<p>○ 50年以内(1か月単位)</p> <p>【注1】保証会社の判断により期間を短縮する場合もあり</p> <p>【注2】返済日の設定により、1か月以内の超過は認める</p> <p>【注3】元金据置期間含めて50年以内とする</p>				
7. 担保	<p>○ ローン融資対象物件に 設定順位第1順位で抵当権を設定いたします。</p> <p>○ 抵当権者 君津信用組合</p>				
8. 火災保険	<p>○ 融資期間中は火災保険へ加入していただきます。</p> <p>(質権設定を行います)</p>				
9. ご返済方法	<p>(1) 元利均等分割返済</p> <p>(2) 元利均等ボーナス併用分割返済</p> <p>【注1】自営業の方、会社役員の方はボーナス併用分割返済をご選択いただけません。</p> <p>【注2】ボーナス返済分の元金はローン金額の50%以内となります。</p> <p>【注3】融資実行時に土地のみに抵当権を設定し、建物完成時に当該建物に対して抵当権を設定する場合、融資実行時から最長1年間の元金据置ができません。</p>				

【商品概要説明書】

項目	内容
	す。
10. 連帯保証人	○ 原則、不要とさせていただきます。 ただし、次の場合は連帯保証人を付保させていただきます。 ・ 収入合算者（兼担保提供者） ・ 審査の結果、保証会社が必要と判断した場合
11. 融資金利	○ 変動金利型 ・ 窓口におたずねください。
12. 延滞損害金	○ 年 14.5%
13. 保証会社	○ MG保証(株)
14. 取扱店	○ 君津信用組合全店
15. 保証料	○ 1,000万円をご融資期間35年でお借入れいただいた場合、 298,250円～1,491,220円となります。

【商品概要説明書】

項目	内 容								
16. 事務手数料 (消費税込み) 返戻保証料	<p>○不動産担保設定手数料として 55,000 円</p> <p>○繰上返済、その他の変更の場合、下記手数料が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="448 309 1398 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 309 892 369"></th> <th data-bbox="892 309 1398 369">手数料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 369 892 864">一部繰上返済</td> <td data-bbox="892 369 1398 864"> <p>(当組合) 5,500 円</p> <p>(保証会社) 11,000 円</p> <p>※支払われた一括保証料から一部繰上返済時までの保証経過分および一部繰上返済後の残債・残期間に基づき新たに算定した一括保証料を控除したものを返戻保証料とし、事務手数料を差し引いて返戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) 以下の場合、返戻保証料の金額 (消費税含む) ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) を超える場合は、1 万円 (+消費税) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 864 892 1261">全額繰上返済</td> <td data-bbox="892 864 1398 1261"> <p>(当組合) 5,500 円</p> <p>(保証会社) 11,000 円</p> <p>※支払われた一括保証料から繰上返済時までの保証経過分を控除したものを返戻保証料とし、事務手数料を差し引いて返戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) 以下の場合、返戻保証料の金額 (消費税含む) ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) を超える場合は、1 万円 (+消費税) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1261 892 1422">その他の変更</td> <td data-bbox="892 1261 1398 1422"> <p>一件につき 5,500 円</p> <p>※保証会社の承諾を要する条件変更の場合には、別途、保証会社の手数料がかかる場合がございます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		手数料金額	一部繰上返済	<p>(当組合) 5,500 円</p> <p>(保証会社) 11,000 円</p> <p>※支払われた一括保証料から一部繰上返済時までの保証経過分および一部繰上返済後の残債・残期間に基づき新たに算定した一括保証料を控除したものを返戻保証料とし、事務手数料を差し引いて返戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) 以下の場合、返戻保証料の金額 (消費税含む) ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) を超える場合は、1 万円 (+消費税) 	全額繰上返済	<p>(当組合) 5,500 円</p> <p>(保証会社) 11,000 円</p> <p>※支払われた一括保証料から繰上返済時までの保証経過分を控除したものを返戻保証料とし、事務手数料を差し引いて返戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) 以下の場合、返戻保証料の金額 (消費税含む) ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) を超える場合は、1 万円 (+消費税) 	その他の変更	<p>一件につき 5,500 円</p> <p>※保証会社の承諾を要する条件変更の場合には、別途、保証会社の手数料がかかる場合がございます。</p>
	手数料金額								
一部繰上返済	<p>(当組合) 5,500 円</p> <p>(保証会社) 11,000 円</p> <p>※支払われた一括保証料から一部繰上返済時までの保証経過分および一部繰上返済後の残債・残期間に基づき新たに算定した一括保証料を控除したものを返戻保証料とし、事務手数料を差し引いて返戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) 以下の場合、返戻保証料の金額 (消費税含む) ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) を超える場合は、1 万円 (+消費税) 								
全額繰上返済	<p>(当組合) 5,500 円</p> <p>(保証会社) 11,000 円</p> <p>※支払われた一括保証料から繰上返済時までの保証経過分を控除したものを返戻保証料とし、事務手数料を差し引いて返戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) 以下の場合、返戻保証料の金額 (消費税含む) ・返戻保証料が 1 万円 (+消費税) を超える場合は、1 万円 (+消費税) 								
その他の変更	<p>一件につき 5,500 円</p> <p>※保証会社の承諾を要する条件変更の場合には、別途、保証会社の手数料がかかる場合がございます。</p>								
17. 変動金利の金利変動ルール	<p>○ 変動金利型</p> <p>(1) 適用金利は年 2 回 (4 月 1 日・10 月 1 日の基準金利に基づき) それぞれ 6 月・12 月の約定返済日の翌日より変更されます。</p> <p>(2) 利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本部分と利息部分の割合を調整し、5 年間は返済額を変更しません。</p> <p>(3) 返済額の見直しは 5 年毎に行いますが新返済額は旧返済額の 1.25 倍を上限とします。</p> <p>(4) 当初の借入期間が終了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、期日の 3 ヶ月前の返済日までにお申し出いただければ期日の延長もできます。</p>								